

令和5年調布市教育委員会第12回定例会会議録

1. 日 時 令和5年12月22日午前10時00分～午前10時56分（0時間56分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼

指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教育総務課副主幹 市 川 陽 介

教育総務課副主幹 森 木 豊 和

学 務 課 長 佐 藤 龍

学務課課長補佐 岡 本 広 美

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指導室統括指導主事 海馬澤 一 人

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 晋 太 郎

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主事 陸 田 晃 生

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 福 谷 文 夫

〈会議に付した事件〉

議案第49号 調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令

議案第50号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和5年調布市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○大和田教育長 日程に入る前に、私から皆様にご覧がございませう。

平成24年12月20日に、調布市立富士見台小学校において、当時5年生の児童が、学校給食における食物アレルギーにより尊い命を失われてから、11年が経過したところでございませう。

ここで、改めて、児童の御冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思ひませう。傍聴者の皆様も御協力をお願いいたします。御起立ください。

(黙とう)

○大和田教育長 どうもありがとうございました。御着席ください。

日程第1 令和5年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1、令和5年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、福谷委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願ひいたします。初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願ひませう。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願ひいたします。

教育施設の工事につきまして、12月8日現在の進捗状況の報告です。

前回の定例会以降、新たに契約した工事についてですが、学校教育施設が1件、社会教

育施設で1件、合計2件の工事です。

契約しました工事の概要ですが、2ページNo.12の工事は、調和小学校で校舎内の照明器具をLED照明に更新します。今回の工事では、特別教室や廊下等の共用部分の照明器具を更新します。

No.16の工事は、武者小路実篤記念館で館内の照明器具をLEDに更新するもので、展示室や地下階にある収蔵庫の照明器具を更新します。

また、本日の定例会までに3件の工事が完了し、引き渡しまで完了しています。

続きまして、3ページをお願いいたします。No.1の写真は、深大寺小学校給食室改修工事の施工状況で、床のコンクリートを打設しました。この後、設備配管等の施工を行い、再度コンクリートを打設します。

No.2の写真は、神代中学校体育館外部改修工事の完了状況です。12月15日に完了検査を実施し、引き渡しまで完了しました。

No.3は、第三中学校第一体育館改修工事の施工状況で、アリーナの床の施工を進めています。

4ページをお願いいたします。No.4は、石原小学校給食室改修工事の施工状況で、増築箇所の躯体工事がおおむね完了しました。

No.5は、北ノ台小学校特別支援学級教室整備工事の施工状況で、間仕切り壁の設置等の施工を進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、佐藤学務課長から、令和5年度市立小・中学校児童・生徒数及び学級数の推計について報告をお願いします。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 私からは、令和5年度市立小・中学校児童・生徒数及び学級数の推計について報告いたします。資料2をお願いいたします。

初めに、資料左上段の児童・生徒数の推計方法を御覧ください。本資料は、毎年5月1日現在の市立学校在籍数を基礎数値として、東京都が作成する教育人口等推計資料を基に、調布市立学校児童・生徒数の向こう3年間の推移を示しています。

また、新たに入学してくる児童数は、毎年4月1日現在の学区域別の年齢別幼児数に学区域別の入学率などの係数を乗じて推計されています。この入学率は、向こう3年間同じ数値が用いられるため、今年度の入学率が令和6年度以降の児童数の推移に影響していません。

次に、右上段の学級数の推計方法を御覧ください。令和3年3月の法改正により、小学校の学級編成の標準を5年間かけて段階的に40人から35人に引き下げることとなっており、令和6年度は5年生までが35人学級に、令和7年度には全学年が35人学級となるため、学級数の増加が見込まれます。

また、中学校では、東京都制度である中1ギャップの予防・解決のための教員加配を活用して、中学校1年生を35人学級、2、3年生は現行基準のとおり40人学級としています。

なお、学級数の推計におきましては、転入、転出や指定校変更などによる人数の変化を考慮し、児童・生徒数が各学年1人から4人増加することを想定して学級数を算出しています。

次に、資料左側の市立小学校の推計を御覧ください。主なポイントですが、小学校については中段のグラフのとおり、児童数は今年度をピークに減少傾向の見込みとなっております。

要因としましては、令和3年度以降、未就学人口が小学校の学齢人口を下回っており、その差が年々拡大していることが挙げられます。学級数については、先ほど説明した法改正による学級増などの理由から、令和7年度にピークを迎え、392学級となり、令和5年度と比較すると26学級増加する見込みです。

学校ごとの状況は、下段及び中央の図のとおり、教室確保困難通学区域に指定されている7校のうち、第一小、富士見台小、緑ヶ丘小学校については、令和5年度と比較して令和8年度までに最大3学級増加する見込みであるため、教室確保の観点から注視していく必要があると考えております。

次に、資料右側の市立中学校の推計を御覧ください。主なポイントですが、中段のグラフのとおり、生徒数は令和6年度に減少しますが、その後、増加に転じる見込みです。

要因としましては、令和5年度までに児童数が増加した小学校区から学年進行により中学校に移行するため、令和7、8年度は増加していくと推測されます。学級数については、令和6年度に3学級増加し、その後は大きな変化はない見込みです。

学校ごとの状況は、下段及び中央の図のとおり、大規模校である神代中学校と増加傾向にある第三中学校の推移を注視していく必要がありますが、中学校は私立学校への就学や学校選択制により学区域外に就学する場合もあり、小学校の傾向とは異なる場合がありますので、中学校全体について注視していく必要があると考えております。今後も学校の施設面の対応など、引き続き関係各課と連携してまいります。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和5年11月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 令和5年11月における市内小・中学校の事故等の報告についてでございます。資料3をお願いいたします。

11月は、小学校10件、中学校0件、合計10件になります。なお、10月の小学校の報告を1件追加報告させていただきます。

まず、小学校についてです。①発生日、11月6日月曜日、発生場所は家庭科室、学校管理内の事故になります。対象児童は第6学年です。当該児童は、家庭科の授業中、関係児童とミシン縫いのペア学習を行っていました。関係児童がミシン縫いを行っている際に、当該児童がアドバイスをする目的で右手人差し指を差し出したところ、関係児童はミシンを止めることができず、当該児童の右手人差し指を刺してしまいました。病院で受診をし、右手人差し指刺創の診断を受けております。

②発生日、11月9日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第1学年。当該児童は、休み時間に学校敷地内にあるスロープの手すりに腰を掛けていました。その際にバランスを崩し後方に倒れ、後頭部を地面に打っております。病院で受診をし、後頭部打撲の診断を受けております。

③発生日、11月10日金曜日、発生場所は理科室、学校管理内の事故となります。対象児童は第6学年です。当該児童は、理科の授業にてこの実験中に重りとして使用していたビニール袋の砂袋がちぎれ、反動で起き上がったてこ棒が左目に当たりました。病院で受診をし、左眼球出血の診断を受けております。

④発生日、11月10日金曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故となります。対象児童は第5学年です。当該児童は、体育館で学習発表会に向けた練習中にひな壇の2段目から体勢を崩して転倒し、頭部を床に打っております。病院で受診をし、頭部打撲の診断を受けております。

⑤発生日、11月13日月曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第6学年。当該児童は、休み時間に関係児童と遊んでいる際に、首をヘッドロックのような形で押さえ付けられた状態のままジャンプをされ、その反動で首を痛めました。病院で受診をし、頸椎捻挫の診断を受けております。

⑥発生日、11月14日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第4

学年。当該児童は、休み時間に校庭で鬼ごっこをしていました。鬼から逃げている際に前方から走ってきた関係児童をよけ切れず正面衝突し、転倒しました。その際に後頭部を地面に打っております。病院で受診をし、脳震とうの診断を受けております。

⑦発生日、11月15日水曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第4学年。当該児童は、体育の授業で鉄棒の逆上がりの練習をしていました。練習を終えて鉄棒から離れようとした際、逆上がり補助用に鉄棒に設置していた柔道着の帯に右足が引っかかり、後方に転倒しました。その際に右腕を強打しました。病院で受診をし、右腕尺骨骨折の診断を受けております。

裏面に参ります。⑧発生日、11月20日月曜日、発生場所は音楽室。学校管理内の事故となります。対象児童は第6学年です。当該児童は、清掃時間中に音楽室の清掃を行っておりました。音楽室の清掃を担当していた関係児童2人が自在ぼうきでふざけて遊んでいた際、関係児童が持っていた自在ぼうきの柄の部分当該児童の口に当たりました。病院で受診をし、前歯一部欠損の診断を受けております。

⑨発生日、11月22日水曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故となります。対象児童は第5学年。当該児童は、体育の授業中、ティーボールのバッティング練習をしていた際に、近くで練習をしていた関係児童が振ったゴム製のバットが右眼付近に当たりました。病院で受診をし、右眼打撲による炎症の診断を受けております。

⑩発生日、11月29日水曜日、発生場所は道路、学校管理内の事故となります。対象児童は第2学年です。当該児童を含む児童2人は、学童保育所に向かう途中、道路で自転車にぶつかりました。自転車に乗った加害者は、そのまま立ち去っております。その後、学童保育所の職員が調布警察へ通報を行っております。病院で受診をし、右足の擦り傷及び背中への打撲の診断を受けております。

小学校は以上となります。

続いて、中学校です。中学校は事故等の報告はございません。

最後に、10月分の追加報告についてでございます。

小学校、①発生日、10月31日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第2学年。当該児童は、体育の授業中、鬼遊び（しっぽ取りゲーム）を行っていた際、当該児童が突然立ち止まったところに、後ろから走ってきた関係児童が衝突しました。当該児童は衝突された際に前方に転倒し、顔面を地面に打っております。病院で受診をし、顎及び右頬関節骨折の診断を受けております。はれが見られたため、念のため入院をして

おります。現在は退院し、順調に回復しております。

報告は以上でございます。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。福谷委員。

○福谷委員 11月の小・中学校の事故の報告で、全般的に見て、危険回避の行動が欠けているのではないかと思います。一つ一つ見ますと、例えば④、学習発表会に向けた練習中で2段目から体勢を崩したというのは、この子の体調不良だったのか、後ろから押されたとかということがあったのかをお聞きできればと思っています。

あと、⑤のヘッドロックについては、これはプロレスみたいですが、こういう関係でいじめはなかったのかどうかというのが少し気になりました。

それから、⑥の鬼ごっこですが、よけ切れずに正面衝突したというので、これは今の子どもに体力がないとか運動不足なのかというのが少し不安でした。

あと、⑦鉄棒から離れようとしたとき。逆上がりというのは、よく板が置いてありますが、板ではなくて柔道着の帯があったというので、少しこれもイメージが浮かばないので教えていただければと思います。

それから、音楽室の掃除でふざけていたのでしょうけれども、よくTぼうきの上に乗って引っ張ったりというのはあるのですが、ほうきを振り回していたのかなというのが少し気になりました。

あと、⑨バッティング練習中の事故ということですが、近くでバットを振る際、やはりこの辺の状況に危険回避がないのかなと思ったのです。

やはり10月分についても、顔面からと、手は着かなかったのかなとったりするので、全般的に危険回避の行動が欠けているのではないかと。

あと、理科の実験では、てこの実験で、支点が収まっていれば、てこの棒の動きは小さいはずなのに、目まで行くというのは、少し信じがたい様子なので、これについても危険回避というか、支点がしっかり止まっていれば、例え袋がちぎれたとしても、目に当たるほどの距離はないのではないかと考えております。

幅広く話をしましたけれども、全般的に危険回避という部分では心配な場面があるので、今後、学校の中で徹底されたいかなと考えております。この状況をもう少し加えて説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 幾つか御質問いただきました。まず初めに、全般的なところでお話しできればと思っております。

委員がおっしゃるように、危険回避の行動ができていないのではないかとこのところでございますが、確かに今の子どもたち、特に低学年においては、転んだ際に、とっさに身を守るために手が出にくくなっていたり、周りの状況を把握しながら動いていくような、そういう集団の中での行動の仕方といった部分で少し苦手さと申しますか、経験不足な面があるのではないかと認識しております。これもコロナ禍において集団での活動が制限されてきたといったところも少なからず影響があるのではないかと見ております。

また、体力の低下とけがの因果関係についてでございますが、これについてははっきりとしていないところでございますが、確かに増加傾向にあるという認識はしております。

また、11月においては、けがの中に学習発表会であったり、学校にとって大きな行事が設定されている時期でもございます。学校の教育計画においても、大きな行事の配置であったり子どもたちの活動の流れ、1年間を通して無理のない活動を学校には計画してもらうように依頼していきたいと思っておりますので、けがの未然防止の取組の充実に向けては、引き続き依頼をしていきたいと考えております。

続いて、個別の案件について御説明させていただきます。発生日の順番で御説明をさせていただきますと思います。

③11月10日の事案についてですが、こちらは理科の実験中の事故になっております。学校からの報告では、指導する際の教員が、実際に理科の実験を行う前の予備実験を行っておらず、危険の予知といったところで十分な手だてが図れていなかったところがまず1つ挙げられます。実際に起きたけがの状況でございますが、重りとして使用していたビニール袋がちぎれた反動で、てこ棒が浮き上がって左目に当たったといったところなのですが、児童がてこの道具、実験器具により近い状況で顔を近づけて実験をしていたというような報告も上がっております。引き続き安全指導の徹底を図るといったところで、学校へは指導を行っております。

④についてでございます。体育館において学習発表会の練習中に体勢を崩して転倒といったところでございますが、学校からの報告では、当該児童は貧血で、気を失って倒れてしまったという状況でございます。

続いて⑤でございます。休み時間に関係児童と遊んでいる際に首を痛めた事案になって

おりますが、こちら当該児童と関係児童の仲は普段からよくて、休み時間、じゃれ合いの中でこういった状況になったと報告を受けております。おっしゃるように、いじめといったところでは、報告は上がってきておりません。

続いて、⑥についてでございます。こちらは鬼ごっこをしている際に正面衝突して転倒というところでございます。普段から集団での遊びの経験を意図的に、計画的に積みせていく必要がある事案かなととらえております。休み時間の遊び方についても、学校においては安全面に配慮した指導を行うようにというところで、校長会を通して依頼をかけておりますので、引き続き、事故防止について注意喚起を行っていきたいと思っております。

続いて、⑦についてでございます。鉄棒の練習中の事故についてでございますが、鉄棒に設置していた柔道着の帯の扱いについてですが、練習する際に、逆上がりの補助として自分の腰の部分と鉄棒とをより近い位置で密着させるために使っている補助具になってございます。本来であれば、委員がおっしゃるように、逆上がり補助器、足を使って駆け上がっていくような補助器もございますが、練習段階において、よりスモールステップで経験を積みさせていく際の1つの方法として、そういった鉄棒と自身の腰の位置を近づけて練習をする際の道具というところで柔道着を使っている例がございます。今回はその柔道着を使った際のけがでございます。

続きまして、⑧ですけれども、音楽室での事案になってございます。こちらは掃除中の事故なのですけれども、いわゆるほうきを使って関係児童2人がチャンバラのような形で遊んでいた状況の中で起きている事故になってございます。掃除道具の適切な使用の仕方について、学校では常日ごろ、生活指導等を通じて行っているところでございますが、再度改めて、道具の使い方も含めて、掃除の意義であったり、そういったところも含めて学校で指導を行うように依頼をかけているところでございます。

最後でございます。⑨体育の授業中、ティーボールのバッティング練習の際の事故でございます。こちらは横一列でバッティングの練習をしていた際に、隣の児童がバットを振ったフォロースルーの際、想定以上にバットが振れていたという状況で、その隣にいた児童の顔面に当たったというところなのですけれども、これも安全管理上、事故の予見をしていく上で隣同士の間隔、バットを振った際に、最後バットが止まる位置がどこまでの弧を描いていくのかといったところも併せて予見しておかなければいけなかったのですが、十分な距離が取れていなかったところが原因かと認識しております。体育の授業中の安全指導の徹底について、学校で全職員に共通理解を図るように指導をしているところござ

います。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

○門田指導室統括指導主事 失礼しました。最後、10月追加分の事故の御質問についてですけれども、衝突された際に前方に転倒して顔面を強打したというところがございますが、こちら委員がおっしゃるように、とっさに手が出てこなかった事例の1つになってございます。こちらもけがの未然防止といったところで、危険予知も含めて、普段の生活の仕方、主に体育の授業中での安全配慮といったところの徹底を引き続き学校に依頼してまいります。

○大和田教育長 改めて福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 同じく事故の報告についてなのですが、⑩の自転車にひかれてしまった件なのですが、自転車に乗った加害者はそのまま立ち去った、そして、学童保育所の職員が調布警察へ通報したということなのですが、これはもう交通事故で、事件になっているかと思うのですが、その後の経過を少し教えていただきたいのです。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 委員おっしゃるように、まさに交通事故というところで上がってきている事案でございます。学童保育所の職員が警察へ通報した後、当日、午後2時ごろ、警察が現場検証を行っております。今現在、警察が加害者を見つけるための看板を道路沿いに設置して、加害者の捜査をしている現状でございます。まだ加害の方は見つかっていない状況です。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 分かりました。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

○大和田教育長　　続きまして、日程第3、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料4及び5のとおりとなりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見がございましたらお願いいたします。千田委員。

○千田委員　　資料4の地域運動会実施報告について質問をしたいと思います。昨年、令和4年度できなかった学校が半分以上あるところで、今年度になってできた学校が多くなっています。しかも、ここにはないのですが、令和元年度の参加人数と比べてみましたところ、8校ぐらいはコロナ前の運動会より参加人数が増えているということも見て取れて、一時、このままコロナの影響で地域運動会もだんだん難しくなっていくのかなという心配をしていたのですけれども、そうでもないかな、頑張れるかなという思いでおります。

ただ、今年度も開催中止の学校とか、代替授業を実施した学校がありますので、なぜ開催中止になったか、代替授業になったか、その辺り理由を把握しているようでしたら教えていただきたいと思います。

○大和田教育長　　中川社会教育課長。

○中川社会教育課長　　地域運動会についてでございますが、まず代替授業という記載がございますけれども、こちらは令和4年度のコロナ禍のときに、いわゆる地域運動会という形は難しいけれども、スポーツ体験会のような形であれば実施をしたいというようなお話がございまして、それを地域運動会の代替授業という形で実施した流れがございました。

令和5年度、こちら備考欄に代替授業と記載はありますけれども、1つのスポーツ体験会など、地域の新たなよい取組として評価できるような内容かなと考えておりますので、こちら記載は今後工夫いたしますけれども、実施したと認識いただいて構わないと思います。

あと、できなかった理由は、運営体制が整わなかったというところもございましたけれども、例えば周年事業があるところであるとか、あと校庭の利用が難しかったところであるとか、あとは実施しようと思っていたのですけれども、ちょうど感染症が広がった時期と重なりまして、やむなく中止をしたところもございましたので、理由としてはそういった内容になっています。

○大和田教育長　　千田委員。

○千田委員　　ありがとうございます。運営が難しい学校もあるということですが、やは

り地域運動会は子どもたちはもちろんなのですけれども、学校や保護者と地域が直接触れ合う場で、地域を感じるというか、こういう人たちがうちの学校を盛り上げてくださっている人たちなのだという大切な場だと思います。逆に、地域にとって見れば、地域力を醸成するというか、横のつながりを強くしていく場にもなるかなと思います。

そういう場合は、これから新しくつくろうとしても、なかなかできるものではなくて、特に今の世の中は、だんだん自分中心の生活になってきているところで難しくなっている中で、できれば、今やっている今できているものを盛り上げて、まだなかなかできないところには支援を入れて、調布市全体として地域運動会が盛り上がるような工夫をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

もう1つ質問させてください。資料5です。調布っ子夢発表会、11月19日に行われて、私も教育委員の皆様も全員が参加しているのですけれども、とてもいい会だと今年も思いました。この報告書を見て、その他の一番下2行、作文の内容に関する取組状況について、関係各課に確認した上で発表児童に対して手紙を送付予定（令和4年度から実施）ということ、お子さんが言った意見に対して、今、調布市ではこういう取組をしていますよとか、こういう方向で意見を尊重していきたいと思っていますよとか、そういう中身で書かれているのかなと想像したのですが、そういうことで実際にやっていらっしゃるのですか。少し具体的に、一例でもいいので教えていただきたいと思っています。

○大和田教育長 中川社会教育課長。

○中川社会教育課長 こちらのほうですけれども、子どもたちが発表の成果を感じられるように、発表内容に関連する市の取組について、発表児童への通知を昨年度から実施いたしております。こちらは、発表児童に記録集を送付する際に同封させていただいている内容でございますが、一例としましては、例えば環境の話であれば、いわゆる環境関係の部署に記録集をお渡しいたしまして、記録集自体は、関係部署にはこれまでもお渡ししていたのですけれども、関係部署にお渡しした上で、市の取組について発表児童に教えてあげたいということを申し添えまして、御協力をいただいているような内容でございます。

今、環境のお話をしましたけれども、例えば交通対策であればバリアフリーの関係であるとか、そういったものについてお答えをいただきまして、そちらを送付しているという内容でございます。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 とても感動しているのです。その手紙をいただいた子どもは、意見を言っ

たら調布市全体で本当に考えてくれるのだとか、大人は自分の意見をちゃんと受け止めてくれたのだとか、そういう思いになって、自己肯定感もどんどん上がっていくと思えました。できれば、これがこれからも発展的につながっていただきたいと思います。いい取組だと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長　ほかにございませつか。細川委員。

○細川委員　先ほど千田委員からも質問がありました地域運動会についてですが、意見を申しあげます。

今、保護者の状況というのが非常に難しいといひましようか、地域にかかわることが難しい状況が続いております。両親ともに働いているでありますとか、独り親の家庭も増えている中で、P T Aにかかわる、学校にかかわるといひことがなかなか難しい状況にある保護者が増えているのが実態であることは、皆様、御承知のことかと思ひます。

その中で、そもそもP T Aにかかわる人が非常に少なくなっている。その上で、こひいう地域運動会でありますとか様々な健全育成の行事とかに、せっかくP T Aの役員になつてくださつて、それだけでも大変ありがたいのですけれども、さらにこひいう行事を手伝いに来てくださるといひのは、地域にとつても学校にとつても本当に貴重な存在なのですが、実際にそこに参加してみると、地域の方々から、あなた何も分かつていないねみたいひに怒られたり、難しいところがあるのもよく聞くとつてもあります。

かといひつて、地域行事そのものにかかわることによつて、地域で学校を支えているのだとか、地域全体で子どもを育てているのだといひような理解につながる本当にいい絶好の機会であることは間違ひない。そこに参加することによつて、そのことを知ることができると。ただし、実際に参加してみたら、とても不快な思ひをするこひがあるといひ現状を、地域の開放委員会の皆様でありますとか健全育成の皆様でありますとかに理解していただきたい。P T Aで参画して下さつている方々がどれほど貴重な存在であるのかといひことを理解していただけるような機会を、これからも地域運動会等を実施してひく中では、こひいう場をつくつてひくようなことも必要なのではないかと。健全の代表者の方々、開放の代表者の方々と、例へばP T A連合会でありますとか、こひいうところと何か共通の場で地域、学校の課題について話し合ひうような機会をつくれたらよひのではないかと思ひうところあります。

今後、コミュニティ・スクールを実施してひく中에서도、地域と保護者がかかわらない学校といひのは、やはり魅力がなくなつてひくといひますか、本当の意味で子どもを育てて

いくことが難しくなっていく。その支えがあって成り立っているのだということを理解してもらえるような場をつくっていく上でも、そんな機会をつくっていただくような御努力をしていただけたらうれしいと思うところです。意見です。

○大和田教育長 御意見ということで。

○細川委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案

議案第49号 調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 続いて日程第4，議案に入ります。

議案第49号「調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第49号「調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

初めに、提案理由を御説明いたします。鏡文の最下段、提案理由を御覧ください。市では、事務効率化等の観点から、財務会計システムの電子決裁を導入しており、調布市立学校においても財務会計システムの電子決裁を導入いたします。導入に際して、調布市立学校事案決裁規程の決裁権者の定義の見直しなど、所要の改正を行うため、お諮りさせていただくものです。

詳しい内容については、2枚おめくりいただいたA4横の新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表ですが、表の右側が改正前、左側が改正後の規定で、変更点は赤字下線で表示しており、この部分について御説明いたします。

それでは、おめくりいただきまして2ページ、第2条、用語の定義(1)決裁を御覧ください。ここでは「校長又は副校長」という言葉について、この部分以降は「決裁権者」と表記する旨を定めています。しかし、この部分以降で「校長又は副校長」と表記をしまっている箇所がございました。

具体的には、今御覧いただいている(1)決裁の部分に2箇所、同じページ中段の第3

条の部分に1箇所あり、これらを正しい表現である「決裁権者」に修正いたします。

次に、第2条(2)代決を御覧ください。代決とは、決裁権を持つ者が不在の際に、代わりに決裁を行う行為を指します。表右側の改正前は、決裁権を持つ者が校長のみで想定されておりますが、副校長も決裁権を有するため、校長または副校長を意味する「決裁権者」という表現に修正いたします。

続きまして、5ページをお開きください。第16条、決済方法等、第17条、決裁関与の方法を御覧ください。内容が同じのため、併せて説明いたします。改正前の下線部を御覧いただくと、決裁の方法として「押印又は署名する方法」と記載しています。しかし、今回導入する電子決裁は、そのどちらにも該当しないため、電子決裁を含めた表現として「意思決定を経る」と修正いたしました。

続いて、15ページ、16ページを御覧ください。3、請負又は委託による事業及び物品の購入等に関することの決裁権者を定めている部分ですが、従前は、校長を決裁権者としていたところ、副校長を決裁権者に改めるものです。これは、学校で扱うものの決済額が30万円以下と少額であることを踏まえ、それを市の事例と照らし合わせて修正を行うものです。あわせて、記載している項目の精査を行い、現状に即した内容に改めます。

最後に、16ページの最下段4、物品管理に関することです。物品の管理は、校長が統括的な立場で管理を行い、受け入れから廃棄までの実務的な決定や管理は副校長の権限とするということを明確にするべく、記載のとおり文言の整理、修正を行います。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めていきます。質疑のある方はお願いいたします。福谷委員。

○福谷委員 確認ですけれども、決裁権者というのは校長、副校長であって、校長、副校長以外にも決裁権限者がいるわけではないということですよ。

○大和田教育長 市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 新旧対照表の7ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの下の方から別表ということで、それぞれの項目ごとの決裁権者を定めております。こちらに校長、副校長とありますとおり、決裁権者はお2人になりますので、よろしくお願いいたします。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長　ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長　それでは、ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

---

#### 議案第50号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長　次に、議案第50号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について門田指導室統括指導主事から提案理由の説明を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事　議案第50号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本案は、調布市立学校の管理運営に関する規則の一部改正をお願いするものでございます。

提案理由は、夏季休業日等の規定を改めるため、提案するものです。

新旧対照表、15分の2ページを御覧ください。第3条の学期中、第1学期の「夏季休業日の最終日まで」を「8月31日まで」とし、第2学期の「夏季休業日の最終日の翌日から」を「9月1日から」に改めるとともに、第4条、休業日の第1項第1号中、夏季休業日の期間を「8月28日まで」としていたところを「8月31日まで」に改めるものでございます。

近年は、気候変動の影響により、夏季に猛暑日が増加し、熱中症のリスクも年々高まっている傾向にございます。こうした中、本市においてもWBGT、いわゆる暑さ指数の計測などにより、教育活動実施の判断や工夫等を行い、安全な教育活動を実施してまいりました。本市では、平成23年度以降、学習指導要領における標準授業時数を確保するために夏季休業日の短縮を実施してまいりましたが、今般、文部科学省からの通知により、感染症への対応や学校における働き方改革の観点から、当該学習指導要領における標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないと教育委員会あてに周知されているところでございます。

これらのことから、夏季期間の猛暑から児童・生徒を守り、引き続き安全・安心に教育活動を実施していく観点から、規定のとおり改正するものです。

なお、3日間増えた夏季休業日については、各校において第2学期に向けた準備等をより一層充実かつ、ゆとりを持って進めるとともに、市教育委員会においては、学校のニーズに応じた市独自の教員研修を実施するなど、引き続き学校教育の質の向上を目指してまいります。

最後に、施行日は令和6年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。特にございませんね。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

---

○大和田教育長 以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和5年調布市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の  
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員